

**令和元年度東京都水道局
国際展開に関する調査分析等業務委託
に係る企画コンペ実施要領**

1 目的等

委託者は、これまでに培った技術力やノウハウを生かして、民間企業と連携し、政府開発援助（以下「ODA」という。）を活用しながら、世界の水問題の解決に向けた国際展開を推進している。具体的には、政策連携団体（都が展開する政策の一端を担うなど、主体的に都と事業協力を行う団体）である東京水道サービス株式会社を活用して、技術協力事業、インフラ整備・運用事業に取り組み、海外都市の水道事情の改善に貢献してきた。平成27年には東京水道のこれまでの取組や成果を「東京水道国際展開プログラム」として、総合的・体系的に取りまとめた。本プログラムに基づき、今後もさらなる国際展開を推進していく予定である。

国際展開における新規案件の形成に当たっては、海外水道事業体との信頼関係の構築や支援ニーズの把握、事業化に向けた現地調査、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）等への事業提案等、長期間にわたり、計画的・継続的な多くの取組が必要となる。そのため、新規案件形成に向けた個別的・具体的な取組内容を分析、整理した上で、政策連携団体、JICAをはじめとする関係機関と連携し、効果的に新規案件を形成する手法を確立することが重要となる。

併せて、委託者は、新規案件形成における政策連携団体との役割分担についても検討を行っているところである。

こうした状況を踏まえ、本委託契約は、委託者の今後の新規案件形成につなげるため、海外の水道分野に関する情報の収集、案件形成の取組についての調査分析及び今後の新規案件形成手法に関する企画提案を委託するものである。

2 契約件名、業務概要、履行場所及び実施時期

別添仕様書（案）のとおり

3 応募資格

企画書を提出する業者（以下「応募者」という。）は、次の全ての条件を満たすものとする。

- （1）東京都における平成31・32年度物品買入れ等競争入札参加資格者名簿に登録があり、営業種目125「市場・補償鑑定関係調査業務」の「A」又は「B」の等級に格付けされていること。

- (2) 地方自治体の国際展開及び水ビジネスに関する知識を有する者
- (3) 官公庁から類似の調査・業務を請け負った実績があること。

4 企画コンペの参加方法

企画コンペへの参加希望者は、令和元年9月27日（金）正午までに、下記のアドレスに電子メールにより参加申込みしなければならない。

様式は任意の形式で構わないが、会社名、代表者名、住所（所在地）、担当者及び連絡先を明記するものとする。

【申込先メールアドレス】

international_affairs@waterworks.metro.tokyo.jp

5 提出書類等

応募者は、次のとおり企画書等を提出するものとする。

(1) 提出書類

ア 企画書（企画の要旨、作業スケジュール、実施体制等）7部（うち6部については、応募者名及び応募者名を連想されるものを削除すること。）

イ 積算書（仕様書（案）別紙1委託内容に記載された作業項目ごとに内訳金額が分かるようにし、人件費、事業費、一般管理費、消費税等の科目ごとに積算根拠が分かるようにすること。）7部（うち6部については、応募者名及び応募者名を連想されるものを削除すること。）

ウ 官公庁から類似の調査・業務を請け負った実績があることを証明するもの 7部（うち6部については、応募者名及び応募者名を連想されるものを削除すること。）

エ 会社概要（既存の冊子で可） 1部

(2) 提出期限

令和元年10月8日（火）午後5時まで

(3) 提出方法

持参、郵送又は信書便による（提出期限必着）。

なお、当局は、事故等による不到着の場合でも便宜は図らない。

また、持参の場合の受付時間は、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）第1条第1項に定める休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時30分から午後5時までとする。

(4) 提出場所

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第二本庁舎22階中央

6 企画書の詳細

(1) 件名

令和元年度東京都水道局国際展開に関する調査分析等業務委託に係る企画書

(2) 企画書に盛り込むべき内容

- ア 企画提案等の概要及びその特徴
- イ 委託目的を踏まえた実施方針
- ウ 業務履行時における実施体制
- エ 国際展開に関する情報収集、調査及び分析における具体的な調査内容及びその実施手法
- オ 作業スケジュール
- カ 業務履行に関わるスタッフ全員のプロフィールなど、そのスタッフが所有する資格やこれまでの業務経験等を表すもの（掲載に当たっては応募者の特定につながらないように加工すること。）
- キ 官公庁から請け負った類似業務の内容（最大5件程度）
- ク 地方自治体の国際展開（海外水ビジネスを含む。）に関する現状認識及び今後の展望
- ケ 当局がこれまで取り組んできた国際展開に関する現状認識及び客観的評価
- コ アジアの国々のうち、応募者が任意に選択した国又は地域の水分野における現状及び課題並びに政府開発援助を活用した国際展開の可能性についての考察（1例以上）
- サ 日本国内の水道事業体の海外展開に応用可能と思われる他分野での海外展開に関する事例及び解説（1例以上）
- シ 提案書等の成果物の作成方針
- ス その他、応募者の企画内容を説明するために必要なこと。

(3) 企画書体裁

- ア A4横版で両面印刷とし、装丁は環境に配慮した簡易なものとする。
- イ 文字の大きさは、縮尺が100%の状態でも10.5ポイント以上を確保すること。ただし、図表に使用する文字は例外とする（見やすさには配慮すること。）。
- ウ 企画書の構成は、おおむね（2）に掲げる内容の順序とすること。

7 企画コンペの実施

(1) 審査は、書類により行う。

(2) 評価基準

企画案の審査は局内及び局外の審査委員が行い、評価基準は次のとおりとする。

ア 対象業務の目的が十分に理解されていること。

イ 当局の国際展開に係る施策を始めとして、海外の水事情に関する現状分析が的確であること。

ウ 実施方針が明確であり、調査内容、調査手法等が具体的に示されていること。

エ 抽象的ではなく、実現可能性があること。

オ 企画内容が当局にとって魅力的な内容であること。

カ 成果物について、分かりやすく、かつ、読みやすいものとなるようなノウハウを持っていること。

キ 履行に必要とされる幅広い知識、経験、ノウハウ、人材等を豊富に有しており、当局が期待する成果を確実に提供できる体制が整えられていること。

ク 決められた履行期間で、かつ、的確な進捗管理が見込めること。

ケ 類似の調査・業務を行った実績があり、委託内容を確実に実施できる体制であること。

コ 当局にとって費用対効果が高いこと（低価格で高品質な成果が期待できること。）。

8 予算額

29,000千円（税込み）を上限とする。

9 結果通知

審査による選定後、速やかに、応募者に対し特定又は非特定を郵送により通知する。

10 その他

(1) 応募に係る費用は、全て応募者負担とし、当局は一切費用を負担しないものとする。

(2) 提出物は、原則として返却しないものとする。

(3) 審査内容の質問には、一切応じない。

(4) その他の項目については、別途仕様書（案）を参照するものとする。

- (5) 詳細については、当局の指示に従うものとする。
- (6) 作成に当たっては、著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）等に問題が生じないように、応募者が適切な措置を講じること。応募者は提出物の提出と同時に、提出物に係る著作権を東京都に譲渡するものとし、製作過程において生じる権利関係の処理は応募者の責任と経費において行うものとする。
- また、応募者は、提出物に係る著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。）を行使しないものとする。
- (7) 審査の結果、いずれの提案も採用しない場合がある。

問合せ先

東京都水道局

総務部企画調整課(国際施策担当)

担 当：向山・佐藤

電 話：03-5320-6336（直通）

ファクシミリ：03-5388-1678